

**改正**

平成18年11月10日市長決裁

平成21年11月1日市長決裁

平成21年12月18日市長決裁

平成25年4月1日市長決裁

令和2年5月21日市長決裁

令和3年9月24日市長決裁

令和4年7月20日市長決裁

令和6年3月28日市長決裁

令和6年8月5日市長決裁

令和7年2月21日市長決裁

上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱

上尾市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和61年5月9日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この要綱は、市が発注する契約の適正な履行を確保するため、上尾市物品及び業務委託等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成25年上尾市告示第73号）及び上尾市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成25年上尾市告示第74号）に定められた上尾市の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 代表役員等 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員、専務取締役その他の代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員若しくは実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者をいう。
- （2） 一般役員等 有資格業者である法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者のうち、代表役員等以外の者をいう。
- （3） 使用人 有資格業者である法人の従業員のうち、代表役員等及び一般役員等以外の者をい

う。

(4) 共同企業体 複数の構成員が共同で工事を受注し、施工するための組織をいう。

2 前項第1号から第3号までの地位は、次条第1項に規定する措置要件に該当する行為を行った時点の肩書とする。

(入札参加停止)

**第3条** 市長は、有資格業者又はその下請負人が別表第1又は別表第2の中欄に掲げる措置要件(第5条第2項第3号を除き、以下単に「措置要件」という。)のいずれかに該当した場合は、当該措置要件の区分に応じ、別表第1又は別表第2の右欄に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に対し、一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止の措置(以下「入札参加停止の措置」という。)を行うものとする。

2 市長は、市が発注する契約において、有資格業者が別表第2第3号又は第4号に掲げる措置要件に該当した場合は、必要に応じて、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された当該有資格業者の代表役員等、一般役員等又は使用人(以下「使用人等」という。)が代表役員等又は一般役員等となっている他の有資格事業者に対し、当該他の有資格事業者が別表第2第3号又は第4号に掲げる措置要件に該当したものとみなして期間を定め、入札参加停止の措置を行うことができる。

3 別表第2第5号に掲げる措置要件に該当し、入札参加停止の措置を受けた有資格業者の使用人等が、当該入札参加停止の措置の期間中又は期間満了後、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合における前項及び第5条の規定の適用については、当該有資格業者は当初から同表第4号に掲げる措置要件に該当し、入札参加停止の措置を受けたものとみなす。

(下請負人及び共同企業体の構成員に関する入札参加停止)

**第4条** 市長は、前条第1項の規定により入札参加停止の措置を行う場合において、当該措置の原因となる事案について責めを負うべき下請負人(有資格業者である者に限る。)が明らかになったときは、当該下請負人に対し、当該事案に係る業務を下請負人に委任し、又は請け負わせた有資格業者に対して行う入札参加停止の措置の期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

2 市長は、共同企業体が措置要件のいずれかに該当した場合は、当該共同企業体の構成員に対し、当該共同企業体が該当した措置要件の区分に応じ、別表第1又は別表第2の右欄に掲げる期間(以下「標準期間」という。)の範囲内で期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。ただ

し、当該共同企業体が措置要件に該当したことについて明らかに責めを負わないと認められる構成員については、この限りでない。

- 3 市長は、前条第1項若しくは第2項又は前2項の規定により入札参加停止の措置を受ける有資格業者を構成員に含む共同企業体に対し、当該構成員に対して行う入札参加停止の措置の期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

(入札参加停止の措置の期間の特例)

**第5条** 有資格業者が一つの事案において複数の措置要件に該当した場合は、当該有資格業者に対する入札参加停止の措置の期間は、該当する措置要件の区分に応じて定められた標準期間のうち、最も長い期間とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該有資格業者に対する入札参加停止の措置の期間は、該当する措置要件の区分に応じて定められた標準期間に2を乗じて得た期間（当該期間が36月を超える場合は36月）とする。ただし、該当する措置要件の区分に応じて定められた標準期間が1月未満である場合は、当該標準期間に1.5を乗じて得た期間とする。

- (1) 別表第2第1号から第4号までに掲げる措置要件のいずれかに該当し、入札参加停止の措置を受けた有資格業者が、当該入札参加停止の措置の期間中又は期間満了後3年を経過するまでの間に、同表第1号から第4号までに掲げる措置要件のいずれかに該当した場合

- (2) 前号に掲げる場合のほか、措置要件（別表第2第5号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）のいずれかに該当し、入札参加停止の措置を受けた有資格業者が、当該入札参加停止の措置の期間中又は期間満了後2年を経過するまでの間に、措置要件のいずれかに該当した場合

- (3) 上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年8月9日市長決裁）別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当し、同要綱第3条各項の規定により入札から除外された有資格業者が、入札参加除外の期間中又は当該期間満了後5年を経過するまでの間に、別表第1又は別表第2の中欄に掲げる措置要件（同表第5号に掲げるものを除く。）のいずれかに該当した場合

- 3 市長は、入札参加停止の措置の期間満了前に、当該措置の原因となる事案において有資格業者が措置要件に該当したことに次の各号に掲げる理由又は事由があることが明らかになった場合は、当該有資格業者に対する入札参加停止の措置の期間を当該各号に定める期間とし、又は当該期間に変更することができる。

- (1) 情状酌量すべき特別の理由 標準期間に2分の1を乗じて得た期間

(2) 極めて悪質な事由 標準期間に2を乗じて得た期間

4 市長は、入札参加停止の措置の期間満了後に、当該措置の原因となる事案において有資格業者が措置要件に該当したことに極めて悪質な事由があることが明らかになった場合は、当該有資格業者に対し、前項第2号の規定を適用して算定した期間から既に行った入札参加停止の措置の期間を差し引いた期間を定め、入札参加停止の措置を行うことができる。

5 市長は、入札参加停止の措置の期間中に、当該措置の原因となる事案において有資格業者が措置要件に該当したことについて責めを負わないことが明らかになった場合は、当該有資格業者に対する入札参加停止の措置を解除するものとする。

(期間の加算)

**第6条** 市長は、前3条の規定により期間を定めて入札参加停止の措置を行う場合で、かつ、別表第3の中欄に掲げる加算事由のいずれかに該当する場合は、有資格業者に対する入札参加停止の措置の期間は、前3条の規定により定められた期間に、同表の中欄に掲げる加算事由の区分に応じ、同表の右欄に定める加算期間を加算した期間(当該期間が36月を超える場合は36月)とする。

(入札参加停止の通知)

**第7条** 市長は、第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条第4項の規定により入札参加停止の措置を行ったときは第1号様式により、同条第3項の規定により入札参加停止の期間を変更したときは第2号様式により、又は同条第5項の規定により入札参加停止を解除したときは第3号様式により、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認めるときは、第3号様式による通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の措置の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市の発注した契約に関するものであり、必要があると認めるときは、改善措置の報告を徴することができる。

(指名の取消し)

**第8条** 契約を締結しようとする課の長(次条及び第10条において「主管課長」という。)は、入札参加停止の措置を受けた有資格業者を指名競争入札において現に指名している場合は、当該指名を取り消すものとする。

(随意契約の制限)

**第9条** 主管課長は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

**第10条** 主管課長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が市が発注する契約の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(警告)

**第11条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格業者について、文書により警告の措置を行うことができる。

(1) 別表第1各号(同表第5号の軽微な損害に該当する場合を含む。)及び別表第2第1号から第9号までのいずれかに該当するが、入札参加停止の措置を行わない場合において、必要があると認められるとき。

(2) 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、市の職員に対して入札への参加、元請業者に対する指導又はあつせん、許認可、営業補償その他の金銭の交付、機関誌の購読その他の行為の要求を行ったとき。

(3) 市と締結した契約(以下「市契約」という。)の履行に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

(4) 市契約に係る建設工事等の完成検査において、工事の成績の評点が65点未満のとき。

(報告)

**第12条** 市長は、第3条第2項の規定により入札参加停止の措置を行おうとする場合で必要があると認めるときは、当該有資格業者から、役員等の兼職について役員等兼職報告書(第4号様式)により報告させることができる。

(入札参加停止の公表)

**第13条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格業者の商号又は名称、本社の所在地並びに入札参加停止の措置の期間及び理由について公表するものとする。この場合において、市長は、第5条第5項の規定により入札参加停止の措置を解除したときは、速やかに当該公表を取りやめるものとする。

(1) 第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条第4項の規定により入札参加停止の措置を行ったとき。

(2) 第5条第3項の規定により入札参加停止の措置の期間を変更したとき。

(その他)

**第14条** この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に建設工事等の指名競争入札に参加する資格を有する者等が起こした工事事故等に係る指名停止等の措置については、なお従前の例による。

附 則（平成18年11月10日市長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた契約の履行に関しての暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係業者からの妨害についての報告義務違反に該当して行う指名停止の措置から適用する。

附 則（平成21年11月1日市長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の第2条から第5条まで並びに別表第1及び別表第2の規定は、市の行う競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）、その使用人又は下請負人がこの要綱の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後にする行為に対する入札参加停止の措置について適用し、有資格業者、その使用人又は下請負人が施行日前にした行為に対する指名停止又は入札参加停止の措置については、なお従前の例による。

（上尾市建設工事等の契約に係る指名停止等の事務処理要綱の一部改正）

- 3 上尾市建設工事等の契約に係る指名停止等の事務処理要綱（昭和61年5月9日市長決裁）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成21年12月18日市長決裁）

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第5条第3号の改正規定中「又は第4号」を削る部分は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年5月21日市長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札への参加停止等の措置から適用し、同日前に行った入札への参加停止等の措置については、なお従前の例による。

**附 則**（令和3年9月24日市長決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札への参加停止等の措置から適用し、同日前に行った入札への参加停止等の措置については、なお従前の例による。

**附 則**（令和4年7月20日市長決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置（同要綱第3条第1項に規定する入札参加停止の措置をいう。以下同じ。）から適用し、同日前に行った入札参加停止の措置については、なお従前の例による。

**附 則**（令和6年3月28日市長決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札への参加停止等の措置から適用し、同日前に行った入札への参加停止等の措置については、なお従前の例による。

**附 則**（令和6年8月5日市長決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札への参加停止等の措置から適用し、同日前に行った入札への参加停止等の措置については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年2月21日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2不正又は不誠実行為の項第8号の規定の適用については、当分の間、「拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）」とあるのは、「拘禁刑若しくは刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役若しくは同法第13条に規定する禁錮（以下この号においてこれらを「拘禁刑等」という。）以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑等以上の刑若しくは刑法」とする。

別表第1（第3条関係）

事故等に対する措置基準

区分	措置要件	期間
虚偽記載	1 市契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格等確認申請書、入札参加資格審査申請書その他の契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月
粗雑工事等	2 市契約の履行に当たり、故意又は過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合（引き渡された目的物、成果物等が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことをいう。）の程度が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から2月
	3 市内における建設工事等に係る契約で市契約以外のものの施工等に当たり、故意又は過失により建設工事	当該認定をした日から1月



	等を粗雑にしたと認められ、かつ、市以外の行政機関により入札参加停止の措置が行われたとき。	
契約違反	4 第2号に掲げる場合のほか、市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から2月
公衆損害 事故	5 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から2月 （死亡者を生じさせた場合にあっては、3月）
	6 市内における契約で市契約以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月 （死亡者を生じさせた場合にあっては、2月）
関係者事 故	7 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から1月 （死亡者を生じさせた場合にあっては、2月）
	8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週 間（死亡者を生じさせた場合にあっては、1月）

**別表第2（第3条関係）**

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

区分	措置要件	期間
贈賄	1 次に掲げる者が市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
	ア 代表役員等	6月
	イ 一般役員等	5月
	ウ 使用人	4月

	<p>2 次に掲げる者が市以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>5月</p> <p>4月</p> <p>3月</p>
独占禁止法違反	<p>3 次に掲げる契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次表第4号において「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 市契約又は一般契約</p> <p>イ ア以外の契約</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月</p> <p>4月</p>
競売入札妨害又は談合	<p>4 次に掲げる契約に関し、使用人等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 市契約又は一般契約</p> <p>イ ア以外の契約</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月</p> <p>4月</p>
	<p>5 市契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により、市が刑事告発を行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月</p>
建設業法違反	<p>6 次に掲げる契約に関し、主任技術者の不設置、一括下請負若しくは経営事項審査の虚偽申請をし、又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、監督処分（同法第28条第3項若しくは第5項、第29条又は第29条の2第1項の規定による処分をいう。）を受け、又は使用人等が建設業法違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（市長が軽微な違反であると判断したときを除く。）。</p> <p>ア 市契約</p> <p>イ ア以外の契約</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月</p> <p>1月</p>
不正又は	<p>7 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、</p>	<p>当該認定をした日から</p>

不誠実行為	過積載、不正軽油の製造又は使用、産業廃棄物の不法投棄、外国人の不法就労その他不正な行為をし、使用人等が業務に関する法令に違反した容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	ら1月
	8 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反その他の拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1月
	9 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、市契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の執行、契約の締結並びに業務に関し、不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1月（当該不誠実な行為に関し、市長が改善の指示をした場合にあつては、当該認定をした日から1月と当該改善が行われたことを確認することができた日のいずれか長い期間）
報告義務違反	10 市契約に関し、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置関する要綱第8条の規定に違反して報告を怠り、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間
度重なる警告	11 第11条各号のいずれかに該当したことにより、同条の警告を3年間に2回以上受け、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1月（第11条第2号に該当する行為が含まれる場合にあつては、2月）

備考

- 1 第2号における「他の公共機関の職員」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 刑法第7条第1項に規定する公務員
  - (2) 法令の規定により、公務員とみなされる者
  - (3) 法令の規定により、収賄罪の処罰の対象とされる者
- 2 第3号に掲げる措置要件に該当する場合において、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用事業者として公表されたとき（排除措置命令及び刑事告発を行われていない場合に限る。）は、同号に定める期間は、当該期間に2分の1を乗じて得た期間とする。

### 別表第3（第6条関係）

#### 措置期間の加算

区分	加算事由	加算期間
粗雑工事等	1 別表第1第2号に掲げる措置要件に該当する場合のうち、次のいずれかに該当するとき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 低入札価格調査（上尾市低入札価格取扱要綱（平成12年9月22日市長決裁）第5条第1項の規定による調査をいう。）を行った工事であるとき。</li> <li>イ 故意により建設工事等を粗雑にしたとき。</li> </ul>	1月
契約違反	2 別表第1第4号に掲げる措置要件に該当する場合のうち、次のいずれかに該当するとき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。</li> <li>イ 契約の締結又は履行に当たり、一般競争入札に参加できないこととされている者を代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</li> <li>ウ 故意により虚偽の事実に基づき過大な額で請求したとき。</li> </ul>	1月
独占禁止法違反	3 別表第2第3号に掲げる措置要件に該当する場合のうち、次のいずれかに該当するとき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 次に掲げる契約に関し、違反行為を行った者が代表役員等であるとき。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 市契約又は一般契約</li> <li>(イ) (ア)以外の契約</li> </ul> </li> </ul>	4月 2月

	<p>イ 次に掲げる契約に関し、違反行為を行った者が一般役員等であるとき。</p> <p>(ア) 市契約又は一般契約 2月</p> <p>(イ) (ア)以外の契約 1月</p> <p>ウ 中心的役割又は受注調整を行っていたとき。 2月</p> <p>エ 組織的又は継続的に行っていたとき。 2月</p> <p>オ 独占禁止法違反の容疑により、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。 2月</p>	
競売入札妨害又は談合	<p>4 別表第2第4号又は第5号に掲げる措置要件に該当する場合のうち、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 次に掲げる契約に関し、競売入札妨害又は談合を行った者が代表役員等であるとき。</p> <p>(ア) 市契約又は一般契約 4月</p> <p>(イ) (ア)以外の契約 2月</p> <p>イ 次に掲げる契約に関し、競売入札妨害又は談合を行った者が一般役員等であるとき。</p> <p>(ア) 市契約又は一般契約 2月</p> <p>(イ) (ア)以外の契約 1月</p> <p>ウ 中心的役割又は受注調整を行っていたとき。 2月</p> <p>エ 組織的又は継続的に行っていたとき。 2月</p>	
建設業法違反	<p>5 別表第2第6号に掲げる措置要件に該当する場合のうち、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者が代表役員等であるとき。 2月</p> <p>イ 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者が一般役員等であるとき。 1月</p> <p>ウ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の命令を受けたとき。 1月</p>	
不正又は	<p>6 別表第2第7号又は第8号に掲げる措置要件に該当する場合</p>	

不誠実行為	<p>のうち、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 逮捕され、公訴を提起され、又は刑を宣告された者が代表役員等であるとき。</p> <p>イ 逮捕され、公訴を提起され、又は刑を宣告された者が一般役員等であるとき。</p> <p>ウ 県内における契約に関し、国又は県内の地方公共団体が、法令違反の容疑により刑事告発し、又は入札参加停止の措置を行ったとき。</p>	<p>2月</p> <p>1月</p> <p>5月</p>
	<p>7 別表第2第9号に掲げる措置要件に該当する場合のうち、市契約に関し、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 落札決定後辞退したとき。</p> <p>イ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>ウ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。</p>	<p>2月</p>